明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件　一

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（法務・財務一）　二

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同二六）　四

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件（同二七）　五

○紛失の届出により失効した旅券の告示（外務一九）　五

〔公　告〕

諸事項　三

裁判所
破産、免責、再生関係　三

特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、税理士証票無効・登録抹消、日本弁護士連合会公示送達、厚生年金基金変更・清算結了・清算人退任、企業年金基金変更関係　五

地方公共団体
行旅死亡人関係　五

会社その他
会社決算公告　五

告示

**○金融庁
財務省告示第一号**

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件（平成十五年法務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成三十年一月二十三日

金融庁長官　森　信親
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎

金融庁
財務省